

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

西内(健)委員長 ただいまから議会デジタル化検討小委員会を開催いたします。  
本日は、議会のデジタル化について、当面の課題についての対応を御協議願うためお集まりいただきました。それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力をお願いいたします。  
前回の小委員会において、スケジュール案及びタブレット端末の通信費負担や、Wi-Fi接続について各会派に持ち帰り、協議していただくこととしておりました。

### 1. スケジュール案について

西内(健)委員長 まず、スケジュール案につきまして、何か御意見はございますでしょうか。スケジュール案は、この表で大体進んでいくと思うので皆さん御異議がないと思いますけれども、よろしいですか。それでは、スケジュール案につきましては案のとおりとすることで御異議ありませんか。

(異議なし)

西内(健)委員長 それでは、さよう決めます。

### 2. タブレット端末導入時の課題への対応について

西内(健)委員長 次に、タブレット端末導入時の課題への対応についてであります。  
3つの検討項目がありますが、初めに、各会派から、検討結果について、一括して、御発言いただきたいと存じます。  
まずは、自民党から。

槇尾委員 通信費負担については、一部議員負担でお願いしたいと思います。またフリーWi-Fiへの接続については、自宅のWi-Fiのみ認めるでお願いします。3番の議事堂のWi-Fiへの私物接続についてですが、認めないでお願いします。

西内(健)委員長 次に共産党は。

岡田(芳)委員 なかなか、デジタルに詳しい人がいないというのが実情でございまして。まず、議論を聞きながら、私たち自身も認識を深めていくというふうな状況です。

西内(健)委員長 特に会派として今の段階では、ということで。

岡田(芳)委員 まとまった議論ということにはなっておりません。それぞれの考えはありますけれども、まとまってということで、現段階ではないです。

西内(健)委員長 次に県民の会。

田所委員 まず通信費負担について、この課題整理されたものを見させていただきますと、やっぱり一部議員負担という半分半分というのが一番やっぱりタブレットを使うという利点も生かす。制限かけることが逆にそういう可能性をなくしてしまうんじゃ

ないかなという議論でございまして、一部議員負担というところでまとまったところ  
 でございます。次、フリーWi-Fiについてはですね、確かに1人7ギガと少  
 なく感じますけども、多分使う人によって差が出てくるので、ほぼこれでカバーで  
 できるんじゃないかなと思いますけども、やはりちょっと保険的なのとかあれです  
 けども、やっぱりこう、せっかくタブレット、機動性の高い端末を使うわけです  
 から、自宅でWi-Fiで使えることは認めたらどうかなと思ってますので、3の自  
 宅のWi-Fiのみ認めるというところでまとまったところでございます。それ  
 と、前にもちょっと言いましたけど、議事堂のWi-Fiへの私物接続、やっぱり  
 そのタブレットになることによって、今までのパソコンとちょっと同様のことが一  
 部できなくなる可能性があります。そういうところでいうと、議員がそれぞれ使う  
 リテラシーも含めて違うわけですけども、やっぱりそのセキュリティーがどうなの  
 かというのをちゃんと検証した上で、私物の接続も認めていただけたらなあとい  
 うところで、会派としては意見がまとまったところでございます。県民の会からは以  
 上です。

西内(健)委員長

次、一燈立志の会。

大石委員

これ、今日決定するんですかね。できたら共産党と同じですけども、今日の御意  
 見を、総合的に踏まえた上で最終決定は一度持ち帰らせていただきたいという前提  
 です。前提のもとに言うと1番に関しては③の一部認める。2番については①か③  
 というところでちょっと議論が止まっております。で、3番については、うちは両  
 論、実はこれもございまして、私は個人的に①ですけれども持ち帰りをさせていた  
 だきたいと思います。

西内(健)委員長

公明党は。

西森(雅)副委員  
長

通信費の負担については①の全額公費負担とする。フリーWi-Fiへの接続  
 については自宅のWi-Fiのみ認める。3番目の議事堂のWi-Fiの私物接  
 続については認めない。以上です。

西内(健)委員長

各会派から御意見をいただきました。それでは順番に協議してまいりたいと思  
 います。

まず1の通信費負担についてであります。それぞれいろんな意見もあり、次の  
 小委員会で決定したいという話もございましたので、今日はそういったことも踏  
 まえてですね、次で決定をとということにしたいと思いますが、この件に関して、  
 どの点がということで、何か事務局等に質問等もありましたら、答えられる範囲  
 で答えていただけたらと思いますので、何かございませんでしょうか。通信費負  
 担については意見が出たところでは、公明党だけが全額公費負担ということでご  
 ざいしましたが、この辺に関しては何か。

西森(雅)副委員  
長

そうですね、公務のみの使用ということが前提だという部分ですね。だから政  
 務に関してはそれぞれの政務活動費というものがあるわけですので、それで準備  
 をして、施策、環境を整えていくということが基本的な考え方です。ま

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

ず、そのための政務活動費だというふうに思っております。

大石委員

そうですね、今の西森副委員長の話を聞いて、私も①でもいいんじゃないかなと思うんですけど、いや、公務と政務のさび分けっていうのはそもそもなかなか難しい部分があつてですね。そもそも県議会議員として活動する分には、これおおむね公務に当たると思うんですよ。だから、何ていうか例えば選挙対策みたいなものをエクセルでこれをつくったりとかしたらそれは政務でしょうけど、そういう意味でさび分けできないものに関して、どういうふうに我々もお金を出すのかというのもちよっと変な話にやっばりなつてきますし。県議会議員としての活動というのは、基本的に公務ということで整理をできるなら、あとはもう良識に任せるとするかその中で、何らか罰則規定まで設けるかどうかは別ですけど、そういう目的外使用が分かった場合には何らか罰則をつけるとか、何かそういうところで担保すれば、①でもいいんじゃないかなという気が、今西森副委員長の話を聞いて思いました。以上です。

西内(健)委員長

この場合、例えばもうタブレットは議事堂以外から持ち出さないとか、そういう縛りの形をとるのがいいのかですね。

吉岡議事課長

タブレット導入の目的は、最初の取っかかりがオンライン委員会に対応しようということでございますので、オンライン委員会となりますとその場所を限定され、議事堂へ来れないときにオンライン委員会を開こうという議論でございますので、庁外、議事堂の外に持っていないという議論は、ちょっと趣旨が違ってくるのかなと思います。

西森(雅)副委員長

けどほら今、政務では使わない。あくまでも公務。

西内(健)委員長

公務以外で使わないということですね。

吉岡議事課長

もう1点、公務と政務、確かにさび分け難しいんですが、公務となりますとこの目的がオンライン委員会とか委員会活動、それと本会議の活動なんかに限定されてしまいますので、かなり狭められてしまうのかなという懸念がございます。

大石委員

いやいや、それちよっとおかしいなと思うんですけど、この目的の一つに例えばペーパーレス化とかもあるわけじゃないですか。そのペーパーレス化でいろんな資料をこのタブレット中に入れて、それを閲覧したり自宅でするっていうのはこれは公務に当たるんじゃないんですか。

吉岡議事課長

確かにおっしゃるとおりで、議案に対しての調査事項などは公務の一環と存じます。ただ、その辺のさび分けを各議員にしっかりしていただく必要が出てくるかと思えます。

大石委員

だからそういう意味でいうと、実際運用を考えたら、議案を精査したりとかあ

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

るいは予算書を確認するとか、その流れの中で各部署の政策を調査するのに、県庁のホームページを開くとかっていうことを、2台の端末でこっちは政務のパソコンでやって、こっちは公務で分けてっていうのもかなり現実的じゃないので、基本的にはおおむね公務というので、私はやっぱりいいんじゃないかなと、今話聞いて改めて思いました。以上です。

岡田(芳)委員

私も今の議論を聞いてですね、なかなかこの公務と政務のさび分けは難しいと思うし、せっかく導入するんだったら、やっぱりそういう活用ができるというふうにしたほうが大きなくくりとしていいかなあとと思います。それで議会の活動に生かしていくということが望ましいのではないかと。そうならば①で使っていくということで運用始めて、問題があればまた検討するという形が望ましいかなと、今議論を伺って感じたところで、感想を述べさせていただきました。

金岡委員

そうすると、政務と公務のさび分けはしないということの解釈でいいんですか、一致で。

西内(健)委員長

いや、さび分けはしないじゃなく、そこは公務でしか使えないのは公務なんですけども、何に当たるかということも含めてですよね。そこは、線引きがもう個人に任されることになるかとは思っています。

金岡委員

政務と公務の線引きが全くできないような状況になるんじゃないですかね。そうでもないんですか。分けられるんですか。

岡田(芳)委員

大石委員言われたように、基本はやっぱり公務ですよ。公務という扱いで運用しながら、もし問題があればですね、そこでまた検討するとかいういかがですかねえ。

大石委員

ちなみに県外の事例ではどんなになってますか。他県の事例は。

吉岡議事課長

県外では公務に限るという県も多数ございます。ただ、その公務とは何ぞやっていうのは明確にはお答えいただいております。公務に限るとは全部公費になっております。

大石委員

それでいいんじゃないですか。会派に持ち帰らないかんけど。

金岡委員

その線引きは明確にしないということなんですか。できないということなんですか。

吉岡議事課長

他県に照会いたしますが、ちょっと難しいよねというお答えでございました。

西内(健)委員長

大体これに関して意見も出たような感じもしますので、一回また持ち帰って、次回の委員会で決を採りたいと思いますので、それぞれ、各会派で意見をまとめていただきたいと思います。

大石委員

次のタブレット端末の議事堂外のフリーWi-Fiへの接続についてであります。これに関しても、それぞれの考え方は、一燈立志が①、というところがございましたが、それぞれの御意見を少し掘り下げていただければと思います。

これはリスクとの兼ね合いだと思いますけど、それとそもそも自宅のWi-Fiのみ認めると、さっきの話もそうですけど、性善説、信じるしかないというか、履歴を一々確認するわけにもいかないですし、実質こういうふうな規定にしても有名無実になるんじゃないかなというふうに思います。それから今のフリーWi-Fiがそんなにリスクは高いのかという問題と、それから加えて公務で入手する情報というのは基本的にはオープン情報なんですよ。だから流出しようが特に問題ないというか、県民にも知ってもらわないといけない情報ですから、そもそもここまで厳格にする必要がないんじゃないかなというのは私の考えですが、それどうでしょうか。そのリスクの程度の問題と、それからこのタブレットに入ってくる情報がそもそも公開情報というのがほとんどじゃないかというのに対してはどうですか。

新谷企画広報班長

フリーWi-Fiについては、今県庁とかでやってるテレワークというのがございまして、そのときに総務省の基準、ガイドラインがありまして、そのガイドラインにのっとりまして、フリーWi-Fiは絶対使ったら駄目という形になってます。ちょっと文書が新しいんですけども、この7月3日にですね、また総務省から文書が出ておりまして、地方公共団体における議会の委員会のオンライン出席に係る留意事項等についてという文書の中でセキュリティーの欄がございまして、この中にも国がつくった地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考にして、情報セキュリティーを講じて、端末とか回線とかそういう措置をとった上で、オンライン会議とか、タブレットの活用とかに使ってくださいというのが、通知で出ております。それを考えますと、フリーWi-Fiはやっぱり使用することについては固く禁じられてるっていう考え方になるかというふうに思っております。

大石委員

もう一つ答弁してないよ。その入ってくる情報が基本的に漏れても問題ない情報じゃないのっていう質問はどうなんですか。

新谷企画広報班長

取り扱う情報については、当然センシティブというかセキュリティー上問題のある情報は取り扱わない前提でインターネットを利用するという形になるかと思っておりますけれども、一旦その自宅等において、ペーパーレス会議とかのシステムの中に入ってしまうと、セキュリティー的にはかなり担保された形での運用ができるかなというところではございます。ただし、フリーWi-Fiとかのフリースポットといいますか、そのフリーWi-Fiの場所で、インターネット回線で接続するということについては、先ほどの通知なんかにも書いておりますけど、基本、なりすましとか、情報漏えいとかのことになりかねないということで注意喚起がされておりますので、それを考えますと、その接続時のセキュリティーっていうこともございますので、取り扱う情報はさっき大石委員おっしゃ

られたようにですね、漏れてもというか公開情報であれば問題ないかなっていうのはあるかとは思いますが、取り扱う情報がどこから漏れたのかってところが、そういう公開情報においても、問題となることもあろうかと思しますので、そういうことも含めて考えますと、やはり情報漏えいにつながるっていう形になりかねないという危惧はありますので、そこはやっぱり注意点かなというふうに考えております。

大石委員

漏れても問題ない情報だけど、どこから漏れたかが問題だっていう、その問題はフリーW i - F i のほうにあるのであって、こっちの端末のほうにあるんじゃないんじゃないかというのが一つ。それともう一つは例えば自宅だけで、ほかのスポットはどこも認めないってことになると、これ本当、天につばするような話で、今県だって、いわゆるシェアオフィスとかですね。コワーキングスペースの設置を促進して、そこでワークシェアしましょうとか、いろんなことをやってるのに、県が補助金を出して例えばつくったそういう施設でも我々は使えないということになりますよね。それっておかしくないですか。

新谷企画広報班  
長

今回自宅に限ってというのは先ほど申し上げましたように、県庁で唯一外部からのアクセスを県庁ネットワークで認めている自宅からの接続っていう形になりますけど、W i - F i で接続してテレワークを行うっていうことなんですけど、それも仮想環境っていうのを、県庁ネットワークの方は作りまして、セキュリティー的に直接侵入されないとかそういう。

大石委員

そういう技術的なことは分かっていますけど、高知県としてはですよ、例えば商工労働部とかもコワーキングスペースとかシェアオフィスをつくって企業を誘致しています。いろんな皆さん誘致してどんどんここで会議もしてください、仕事もしてくださいってW i - F i つくってやってる中で、だけど自分たちは怖いんでしません、けど皆さんどんどんしてくださいということ自体がちょっとおかしいことになるんじゃないですかと。むしろ、我々議会としてはその予算も認めて推進してやってるんだから。総務省のそういうことあるかもしれないけれども実際問題あるようなデータはないんだから、むしろそういう利用を促進する立場にあるんじゃないのかというのを姿勢としてどう思いますかというふうな質問です。

吉岡議事課長

大石委員の御意見もごもっともでございますが、ただ、どのW i - F i スポットを認めるかっていうところが逆になかなか難しくなってくるのかなというふうに感じます。多分先生方がどのスポットに接続するっていうのを1個1個点検しないとイケなくなる可能性がございますので、ちょっとそれなかなか難しいのではないかと我々は考えております。

西内(健)委員長

シェアオフィス等に関しては特定のスポットということになるかもしれませんが、フリーW i - F i というところまではいかないのかなっていうさび分けもできると思いますし、その辺はですねフリーW i - F i どこまでっていうか認めるかって問題が出てくるんだろうと思いますので、これも持ち帰って。

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

西森(雅)副委員長	一つ確認を構いませんですかね。実際フリーWi-Fiにつなげなくてもその公衆回線モデルとしては使えるということだと思います。だからまず、ある一定の使用のところまで行くと、制限がかかる可能性があるけれども、そういう形で全くつなげられないということではないというふうに思うんですけどそれでいいんですかね、考え方として。
吉岡議事課長	副委員長おっしゃるとおりで、基本は公衆回線モデルですので公衆回線を利用していただく。ただ、使用量によってデータの利用率によって制限が変わってきますのでそれをかからないように、データ量を制限、余り使わないようにするためにWi-Fi使いましょうというところでございます。その辺、御理解いただきたいと思います。
西森(雅)副委員長	ちょっと私も、実際高知県議会のタブレットっていうのがどんなものになるのか分からないんですけども、そのタブレットというのは無線のWi-Fiじゃなしに有線につながっているのはできるんですかね、どんなものなんでしょう。
新谷企画広報班長	有線LANの接続は考えておりません。ただし、USBで変換ケーブルを使えばですね、パソコンと接続したりすることも可能ではあります。外部の記憶装置とかにもつなげますので、やり方によっては接続ができないというわけではございません。
西森(雅)副委員長	何でそれを聞いたかという、例えばホテルだと、そのホテルのフリーWi-Fiを使おうというのではなしに、ホテルに有線がありますね、それにつながることができれば、問題なしにですね、通信料を気にすることなく使用できるのかなというふうに思ったものですから、確認したところであります。
新谷企画広報班長	ホテルの場合、有線であってもWi-Fiであっても、出口は多分同じでフリーWi-Fiと同じ形になりますので、ホテルの有線の接続はセキュリティー上全く同レベルかなというふうに考えております。
西森(雅)副委員長	分かりました。
西内(健)委員長	他になければ、これも持ち帰って決定したいと思いますのでよろしく願いいたします。 次に3の議事堂のWi-Fiへの私物の機器の接続についてであります。先ほどそれぞれ意見も分かれたところでございますが、これに関して、県民の会などからは、確認のとれるものは使用してもいいんじゃないかというような感じでしたし、一方ですね事務局からは、やはり管理できない機器が議会ネットワークに直接接続されることとなり、リスクもあるというような考え方も示されております。この辺に關しまして御意見はないでしょうか。
大石委員	この私物というのがどこまでの範疇かということですけども、例えば公式に

配付されたタブレット以外は認めないということになるとすると、例えばうちの会派ではテレビ会議システムというか、それもちょっと今導入検討してるんですけども、例えばこういう政務活動で会派で整備したのも私物という扱いになるのであれば、これは使えないと。いうことになると、非常にあんまり意味がないというか不具合だなというふうに思います。そもそも、これまた総務省との関連になるんですけど、その一番最も世界で厳しい総務省の基準に、この高知県議会が合わせる必要があるのかなというのをそもそも思うんですけどね。その辺りこの私物の線引きってのはどうなってどういうラインでしょうか。

新谷企画広報班  
長

私物だけではなくて、公用で調達したのもそのままつなげるっていうことではなくて、やっぱりセキュリティー上の管理といいますか、対策をとった上で、ネットワークに接続して利用するというので、セキュリティーを担保しようとしております。ということは、私物とか公用で調達したものに限らず、そういう管理の対象にして管理するっていうことになりますので、私物の場合はそういう管理の対象とすることがまずもってできないかなっていう認識を持っております。管理の中には、例えばセキュリティーのソフトを入れたりとか、それからそのネットワーク接続のための仕組みを入れたりとかしますんで、そういうのにちょっとふさわしくないっていうことも考えられます。そういうことを考えますと、直ちに私物を接続っていうのはちょっと困難かなというふうにも考えております。

大石委員

そもそも過去10年ぐらいで、こういうW i - F i でのセキュリティーの漏えいした事故とか被害ってのがどれだけあったのか、特に官庁なんかはかなり厳しくやっていますからほとんどないんでしょうけど。むしろ、それよりも何かメールで送られてきたのをうっかり開いて漏えいしたとか、そういうこれはもうW i - F i 関係ない話ですよ。そういうことのほうがリスクがむしろ高いんじゃないかというふうに思うんですけども。何を言いたいかという、ほとんど起こらないリスクに対して過度に厳しい制限をしかも公開情報しか漏れてもないっていう状態の中でかけるということが、今のある種身軽で民間に近いような議会の運営をしようとしているときにふさわしいのかどうかというのを、これはあくまでもこちらで検討する話ですけども、その前提として、そういう事故がどれぐらいあったのかというのは、情報もしお持ちだったら教えてください。

新谷企画広報班  
長

W i - F i に限った話でもないんですけども、公用のネットワークの管理上、いろんな情報漏えいであつたりとか、セキュリティーの脆弱性を突かれた侵入であつたりとか、あるいはホームページとかも含めて改ざんされたとか、日々自治体のセキュリティー情報というのが出ておまして、何に起因するかによって、高知県に被害が及ぶとか、及ばないとかいう感じで言うと一見不安にもなったりするんですけど、日々そういう綱渡り状態で、セキュリティーを担保しながらやっていると。そういう中でちょっと、専門的な話になりますけど高知県の場合、インターネットの出口にセキュリティークラウドっていう大きな仕組みを入れまして、がちがちに総務省推奨の方式でセキュリティーを担保しています。今回、議会のW i - F i のネットワークを入れるに当たって、そのセキュリティー



クラウド、出口のところから切り替えて単独でネットワークを別の線でインターネットに出すようになりますので、セキュリティーの対応は、一定強める予定にはなっておりますけれども、そういう接続が今までしていた条件から変わってくるということもありますので、よりちょっとセキュリティーについては御相談をさせていただければというふうに考えております。

大石委員

県庁とは切り離れたWi-Fiを構築するんですね。だから、県庁はリスクあると思うんですよ。いろんな企業の情報とか個人情報とかたくさんありますから。けど議会の情報ってのは先ほど申し上げましたように、ほとんどないというか議員に与えられる情報というのは公開情報というのがほとんどで、かつ漏えいしても別に誰にも迷惑かけないし、さらに県庁とも切り離されてるから県庁にも迷惑かけないっていうことですよ。だからそこで、議会がそこまで過度に厳しくするという必要があるのかなというのが、最初の疑問なんですけども。

新谷企画広報班  
長

もちろん侵入されて情報が漏れて何が困るのっていう情報管理の話もあろうかと思います。それもある前提で、管理者、管理する側のお話とすれば、知らない間に高知県議会の議員のネットワークが外部から攻撃されて、外部に対して攻撃をするような踏み台となるっていう恐れも逆にあったりしますので、少なくともその高知県議会のネットワークシステムが、外部から攻撃されてやられたというか、何らかの攻撃を受けてしまったっていう状況になっても、外部に対して踏み台にされて攻撃をするっていうようなことに万が一にもなると大変なことになりますので、それは管理上も含めてですね、ぜひ防いでいかなきゃいけないことかなと。管理者のほうの義務かなと思っておりますので、リスクの話ですけど、どこまで考えればいいのかというのをおっしゃるとおりだと思いますので、その辺も含めて、どういうやり方でっていうのは、今後も御相談させていただければなというふうに考えております。

西森(雅)副委員  
長

ちょっとですね御確認ですけども、例えば、議事堂のWi-Fiへの私物の接続がたくさんあった場合に、容量というかですね、私物の接続があるがゆえに、本当は公務で使いたい人が使おうとしたときに、通信速度が遅くなったりだとか、そういうことっていうのはあり得るんでしょうか。容量の問題として。例えば本来、先ほどから議論してまますけども、この端末はですね公務で使うというのが基本だというふうに思っておるんです。公務で使おうとしたときに、この議事堂内で多くの議員が私物のものをですね、つないでいるがゆえに、公務で使おうとしている人がですね、支障が出るとかですね、影響があるというようなことが考えられるのか。

新谷企画広報班  
長

今回議員の37台のタブレットと、それから事務局用も含めて31台、合計68台のタブレットを導入する予定です。それが同時にですね今後導入しようとしておりますペーパーレス会議システムとかメインのシステムになると思うんですけども、そういうのを同時に使った場合に、先ほど申しましたインターネットの新しく引く線から一緒に出ていく、インターネット側に出ていくっていう形になります。そのときにどれだけの負荷がかかるのかっていうのは、実際使ってみない

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

- と分からない面はございますけれども、今のところ想定しております68台の台数であればですね、帯域といいますかインターネットの契約上問題はないのかなというふうな見方はしております。それに、先ほどおっしゃられた、仮に私物端末を上乗せでっていうことになると、そこはちょっと分からなくなってしまうっていうのが現状の答えでございます。
- 西森(雅)副委員長 長 だから、私物のものをですね、認めてしまうとその可能性もあるっていうことだと思うんですね。例えば私物でたくさんの方がつないでいる。議会を含め事務局の皆さんが、タブレットで確認をしていくことに支障が出てしまうのであれば、それはやっぱり駄目だろうというふうに思うんですね。だから、私ども公明党としては、それはやっぱり認めてしまうとどこまで私物がつながれるかっていうのは、はっきりしない中で認めてしまうとですね、やっぱり公務に支障が出てしまう、影響が出てしまうということを考えたときには、それやっぱり認めるべきではないのではないかという考えであります。
- 大石委員 今の話ってなんですか、容量制限があるんですか。
- 新谷企画広報班 長 今1ギガで光の外部ベストエフォートですけど、契約する予定でおります。正確に言うと契約をしておりますして、敷設工事を7月中に行う予定でございます。それを考えるとベストエフォートですので、一番条件がよければ、理論上は1ギガのスピードが出る帯域取れるよっていうことにはなります。ただ、先ほどおっしゃったような使い方をされると、例えばユーチューブを私物端末で御覧いただくのはケース的には少ないかもしれませんが、いただくともうそこが帯域をとってしまって、ほかの皆さんのタブレットでペーパーレス会議の中で資料を閲覧いただくのに支障が出ないとも限りませんっていうことは想定がされます。
- 大石委員 分かりました。その中でちょっと一点だけ確認ですけど、さっき私がお話した中で例えば会議システムを入れようと思ってるけども、そのタブレット以外のもは私物になるのかどうかという線引きの話で、公務で利用するものについては公務扱いみたいな答弁がさっきあったと思うんですけども、そういう意味ではタブレットに限定しないということですよ。
- 西内(健)委員長 タブレットに限定されてるんだと思いますね。他は私物という扱い。
- 大石委員 ということは実質上、その会議システムとかは入れられないということですよ。有線でやればいってことですか。
- 西内(健)委員長 逆に、会派でWi-Fiを整備するとか、そうなるんじゃないかなと。
- 大石委員 ただ、今のところ我々も自分たちで会派でWi-Fi整備しようとしたことありますけど、それ認められてないんですよ。今度Wi-Fi整備するからそれを活用したらいいかということで高度化しようという計画を立ててましたけど、それは実質上できないと。さらに自分たちWi-Fi整備するほうもできないと。

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

- これは全然デジタル化でも何でも無い。
- 西内(健)委員長 会派でW i - F i 整備できないということになっているんですか。
- 大石委員 勝手に工事したら駄目。それぞれが。
- 西内(健)委員長 うちの会派、整備されてますよね。
- 吉岡議事課長 事務局内でちょっと確認させていただきます。工事をされている会派もおるといふふうに聞いてますので、なお事務局で確認させていただきたいと思います。
- 大石委員 W i - F i をそれで2種類に二頭立てで走らせるというのも、何かすごい無駄ですけどね。
- 西内(健)委員長 無駄ですけど、そこのほうでやっぱりこれも公と私という整理がどうつけるかっていうことも、線引きが問題だと思いますし。
- 金岡委員 全体についてなんですけど、これ見直しはされるわけですよ。
- 西内(健)委員長 一度決めたものをということですかね。
- 金岡委員 一度を決めたものを何年かに1回を見直しするとかいうことは、やるわけですよ。
- 吉岡議事課長 見直しは必ず行ってまいります。小さく生んで大きく育てるじゃないですが、随時見直しをしていきたいと考えております。
- 金岡委員 そう考えますと、容量の問題とセキュリティーの問題、この2点だと思いますが、これについて随時やっぱり変えていくという形にもなるかと思えますし、それからセキュリティーに関しては、やっぱり強めのセキュリティーで始めてですね、それから緩めていくという方向でいくのが妥当であろうというふうに思えますね。ですからそういう形の中で進めていきたいんだろうというふうに思いますが、そこら辺はそうなんですかね。
- 吉岡議事課長 やはり最初スタートは、小さくというか、ガチガチに決めていただいて、どこまで認めているかっていうのは、徐々に徐々に御議論いただけたらよろしいかな、お願いできればというふうに我々考えております。
- 西内(健)委員長 それぞれ多くの意見は出ましたがやはり、先ほどの公務、政務の線引きや私物、公物の線引きも含めて持ち帰って、ということになるかと思えます。先ほどの話じゃないですけど、最初は固くスタートして、それからそれぞれ実証しながらですね、ルールを変えていくということも必要だと思いますので、その辺も

含めて、各会派で御検討をよろしく願いいたします。

### 3. その他

西内(健)委員長

それでは次に、その他であります。まず今後の協議に関してです。先ほどハード整備やシステム導入後についてのスケジュールを決定いただきましたが、今後タブレット端末の使用に当たってのルールなどの決定が必要だと考えますが、今後の協議スケジュールについて事務局から説明をさせます。

吉岡議事課長

委員長もおっしゃられたとおり、機器の整備やシステム運用開始などを目星としたスケジュールにつきましては先ほど御了承いただいたところでございますが、こうしたスケジュールを踏まえて、運用面のルールの御決定をいただく必要がございますので、今後この小委員会で御協議いただきたい事項のスケジュールにつきまして御説明させていただきます。

5ページの資料3を御覧ください。今後のスケジュールでございます。左端の項目番号1から3番は先ほどお決めいただきました機器整備等のスケジュールでございます。項目4番の行を御覧ください。本日の小委員会で、8月にタブレット配付に当たっての最小限の事項について御協議いただいておりますが、まだまだタブレットの管理とか使用に関する規定ルールは決めていく必要がございます。このため、項目番号5番にありますとおり、タブレットの管理に関する規定要領を今後御協議いただき、9月定例会開始までに御決定をいただきたいと存じます。お決めいただきたい管理に関する規定の例としまして7ページの資料4に栃木県の要領を参考資料としてお示ししております。こういった管理要領の案を次回以降の小委員会においてお示しいたしますので御協議をお願いしたいと考えております。

次に項目6番、使用ルールについてでございます。12月定例会以降からペーパーレス化を行います本会議や委員会での使用ルールも含めてと考えておりますが、こうした使用ルールにつきまして、9月定例会の頃に御協議、御決定いただきたいと考えております。

そして項目7番です。こちら事務局の作業になりますが、管理要領や使用ルールから、議員の皆様に関係するところを分かりやすくまとめたマニュアルを作成し、秋口に予定しておりますペーパーレス会議の操作研修までに配付したいと考えております。

さらに項目8番、2月定例会からは、オンライン委員会が開催できるように体制を完了させることとしておりますため、委員会条例改正案を12月定例会で行う必要がございます。このため、12月定例会前に改正案を御協議いただきたいと考えております。

最後項目9番としまして会議規則等の改正でございます。これは、今年の春の地方自治法改正に伴いまして、法律で議会における手続を文書で行うと規定されていまして、電子でも行うことができるというふうにされております。この施行日が来年4月1日とされております。このため、会議規則といった関係する規則や条例等の改正について、年明けから御協議いただかなければならないと考えております。以上のとおり矢継ぎ早で、協議決定いただく事項が出てまいります。御理解、御協力をよろしく願いいたします。以上でございます。

## R5.7.6 議会デジタル化検討小委員会

西内(健)委員長

何か御質問ないでしょうか。

(な し)

西内(健)委員長

それではこのスケジュールに沿って検討していくということで御了承願います。

最後にその他でございますが、その他で何かございませんでしょうか。

(な し)

西内(健)委員長

それでは、協議事項は以上であります。

次回の小委員会ですけれども、先ほど事務局から説明がありましたとおり、今後管理要領や使用ルールを策定していく必要があります。つきましては7月下旬から8月初旬にかけて開催したいと存じます。準備の都合もありますので具体的な開催日時につきましては後日改めて委員の皆様と事務局が調整をさせていただくこととします。

それでは以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。お疲れさまでした。